



# 宮 崎 県 公 報

平成29年6月26日(月曜日) 第 2906 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

規 則	頁	
○知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則……………(指導監査・援護課) 1		○指定介護予防サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 18
告 示		○指定居宅サービス事業の廃止……………( “ ) 18
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 17		○指定居宅介護支援事業の廃止……………( “ ) 18
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 17		○指定介護予防サービス事業の廃止……………( “ ) 19
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 17		○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 19
○指定居宅介護支援事業者の指定……………( “ ) 17		○有害興行の指定……………(こども家庭課) 19
		○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 20
		○道路の区域の変更……………(道路保全課) 20
		○道路の供用の開始……………( “ ) 20

## 規 則

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第36号

#### 知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則(昭和62年宮崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設立登記の届出) 第3条 法人は、 <u>法第28条第1項</u> の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届(別記様式第2号)に当該登記に係る登記事項証明書及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。 (役員異動の届出) 第5条 [略] 2 前項の届出が新たに就任する役員に係るものであるときは、その者の就任承諾書、 <u>印鑑登録証明書</u> 及び履歴書を添付し、 <u>代表権を有する理事の就任</u> に係るものであるときは、 <u>変更の登記後の登記事項証明書</u> を添付しなければならない。  (定款の変更認可の申請等) 第6条 法人は、 <u>法第43条第1項</u> の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、社会福祉法人定款変更認可申請書(別記様式第5号)に省令第3条第1項各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。  2 [略] 3 定款の変更の認可を受けた法人は、当該定款の変更認可に伴い <u>法第28条第1項</u> の規定により変更の登記をしたときは、社会福祉	(設立登記の届出) 第3条 法人は、 <u>法第29条第1項</u> の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届(別記様式第2号)に当該登記に係る登記事項証明書及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。 (役員異動の届出) 第5条 [略] 2 前項の届出が新たに就任する役員に係るものであるときは、その者の就任承諾書又はその者が就任を承諾した旨を確認できる <u>評議員会議事録</u> 及び履歴書を添付し、 <u>理事長の就任</u> に係るものであるときは、 <u>変更の登記後の登記事項証明書</u> を添付しなければならない。  (定款の変更認可の申請等) 第6条 法人は、 <u>法第45条の36第2項</u> の規定により定款の変更の認可を受けようとするとき、 <u>(市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして知事から定款変更の認可を受けようとするときを含む。)</u> は、社会福祉法人定款変更認可申請書(別記様式第5号)に省令第3条第1項各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。  2 [略] 3 定款の変更の認可を受けた法人は、当該定款の変更認可に伴い <u>法第29条第1項</u> の規定により変更の登記をしたときは、社会福祉

法人変更登記完了届 (別記様式第 6 号) に変更の登記後の登記事項証明書添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(定款変更の届出)

第 7 条 法人は、法第 43 条第 3 項の規定により定款の変更の届出をするときは、社会福祉法人定款変更届 (別記様式第 7 号) に省令第 3 条第 1 項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる事項の変更の場合にあつては、当該各号に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(現況の報告)

第 9 条 省令第 9 条第 2 項の現況報告書は、別記様式第 10 号によるものとし、現況報告書には同条第 3 項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類 (次項において「関係書類」という。) を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 前会計年度の末日現在の財産目録

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

2 前項の規定による現況報告書及び関係書類の提出については、当該現況報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第 10 条 法人は、その主たる事務所に、法第 44 条第 4 項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 設立、定款の変更の認可等に関する書類

(3) 登記に関する書類

(4) 役員の名簿、就任承諾書、履歴書その他役員に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産及び負債の状況を示す書類

(8) 官公署往復書類

(仮理事選任の請求)

第 11 条 法第 39 条の 3 の規定により仮理事の選任の請求をしようとする利害関係人は、社会福祉法人仮理事選任請求書 (別記様式第 11 号) に次掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 仮理事として選任を請求される者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書

(4) [略]

(解散の認可又は認定の申請等)

第 12 条 法人は、法第 46 条第 2 項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、社会福祉法人解散認可・認定申請書 (別記様式第 12 号) に省令第 5 条第 1 項各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副 2 部を提出しなければならない。

2 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就職の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届 (別記様式第 13 号) にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(解散の届出)

法人変更登記完了届 (別記様式第 6 号) に変更の登記後の登記事項証明書添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(定款変更の届出)

第 7 条 法人は、法第 45 条の 36 第 4 項の規定により定款の変更の届出をするときは、社会福祉法人定款変更届 (別記様式第 7 号) に省令第 3 条第 1 項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる事項の変更の場合にあつては、当該各号に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(一時評議員又は一時役員を選任の請求)

第 9 条 法第 42 条第 2 項又は第 45 条の 6 第 2 項の規定により一時評議員又は一時役員を選任の請求をしようとする利害関係人は、社会福祉法人一時評議員 (一時役員) 選任請求書 (別記様式第 10 号) に次掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 一時評議員又は一時役員として選任を請求される者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書

(4) [略]

(解散の認可又は認定の申請等)

第 10 条 法人は、法第 46 条第 2 項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、社会福祉法人解散認可 (認定) 申請書 (別記様式第 11 号) に省令第 5 条第 1 項各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副 2 部を提出しなければならない。

2 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就職の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届 (別記様式第 12 号) にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(解散の届出)

第13条 清算人は、法第46条第3項の規定により解散した旨の届出をするときは、社会福祉法人解散届(別記様式第14号)に次に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(清算人就職の届出)

第14条 解散した法人の清算中に就職した清算人は、法第46条の7の規定によりその旨の届出をするときは、社会福祉法人清算人就職登記完了届(別記様式第15号)に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(清算終了の届出)

第15条 解散した法人の清算人は、法第47条の3の規定により清算終了の届出をするときは、社会福祉法人清算終了届(別記様式第16号)に清算書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(合併認可の申請等)

第16条 法人は、法第49条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、社会福祉法人合併認可申請書(別記様式第17号)に省令第6条第1項第1号から第3号まで、第4号イからハマまで及び第5号(合併して法人を設立する場合に限る。)に掲げる書類並びに知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。

2 合併の認可を受けた法人のうち、合併により設立したもの又は合併後存続するものは、合併による解散の登記及び合併による設立の登記又は合併による変更の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届(別記様式第18号)にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

別記

様式第1号(第2条関係)

(表)

第11条 清算人は、法第46条第3項の規定により解散した旨の届出をするときは、社会福祉法人解散届(別記様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(清算人の届出)

第12条 解散した法人の清算人又は清算中に就職した清算人は、法第46条の6第4項又は第5項の規定によりその氏名及び住所の届出をするときは、社会福祉法人清算人登記完了届(別記様式第14号)に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(清算終了の届出)

第13条 解散した法人の清算人は、法第47条の5の規定により清算終了の届出をするときは、社会福祉法人清算終了届(別記様式第15号)に清算書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(合併認可の申請等)

第14条 法人は、法第50条第3項の規定による吸収合併の認可又は法第54条の6第2項の規定による新設合併の認可を受けようとするときは、社会福祉法人合併認可申請書(別記様式第16号)に省令第6条第1項各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。

2 吸収合併の認可を受けた吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併の認可を受けた新設合併設立社会福祉法人は、合併の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届(別記様式第17号)にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(社会福祉充実計画承認の申請)

第15条 法人は、法第55条の2第1項の規定により社会福祉充実計画の承認を受けようとするときは、社会福祉充実計画承認申請書(別記様式第18号)に省令第6条の13各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。

(社会福祉充実計画変更承認の申請等)

第16条 法人は、法第55条の3第1項の規定により社会福祉充実計画の変更の承認を受けようとするときは、社会福祉充実計画変更承認申請書(別記様式第19号)に省令第6条の18各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。

2 法人は、法第55条の3第2項の規定により社会福祉充実計画の軽微な変更をしたときは、社会福祉充実計画変更届(別記様式第20号)に省令第6条の20各号に掲げる書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(社会福祉充実計画終了承認の申請)

第17条 法人は、法第55条の4の規定により社会福祉充実計画の終了の承認を受けようとするときは、社会福祉充実計画終了承認申請書(別記様式第21号)に省令第6条の21に規定する書類及び知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。

別記

様式第1号(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

資 産	内 訳									
	純額	社会福祉 事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 積 極 財 産 ①+②+③+④	⑥ 負 債			
	⑤-⑥	①基本 財産	②運用 財産							
[略]										
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏名	代 表 権 の 有 無	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福 祉法人の代 表者への就 任状況	
					知 識	地 域	経 験	関 係		福 祉
									有 無	法人名
[略]										
評議員会の有無			評議員の定数							

(注意) この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第2条に規定する書類を添付すること。

様式第2号 (第3条関係)

[略]

所在地  
名 称  
代表者職氏名 (印)

[略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

所在地  
名 称  
代表者職氏名 (印)

[略]

様式第4号 (第5条関係)

[略]

社会福祉法人役員異動届

[略]

所在地  
名 称  
代表者職氏名 (印)

[略]

(注意)

- 1 新たに就任する役員に係る場合は、その者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書を添付すること。
- 2 代表権を有する理事の就任の場合には、変更の登記後の登記事項証明書を添付すること。

[略]

(裏)

資 産	内 訳									
	純資産	社会福祉 事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④	⑥ 負 債			
	⑤-⑥	①基本 財産	②その他 財産							
[略]										
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 の別 を	氏名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福 祉法人の理 事長への就 任状況		
				事 業	地 域	経 営	福 祉		管 理 者	事 業
					識 見	関 係	管 理 者	識 見	有 無	法人名
[略]										

(注意)

- 1 この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第2条に規定する書類を添付すること。
- 2 理事のうち、理事長就任予定者には、※印の欄に○を付けること。

様式第2号 (第3条関係)

[略]

所在地  
名 称  
理事長の氏名 (印)

[略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

所在地  
名 称  
理事長の氏名 (印)

[略]

様式第4号 (第5条関係)

[略]

(表)

社会福祉法人役員異動届

[略]

所在地  
名 称  
理事長の氏名 (印)

[略]

(裏)

理 事	監 事	氏 名	役員の資格等 (該当に○)						他の社会福 祉法人の理 事長への就 任状況		
			親族等 の特殊 関係人	事 業	地 域	経 営	福 祉	管 理 者		事 業	財 務
			識 見	関 係	管 理 者	識 見	管 理				

	の別	の有無	議見		議見	有無		法人名
			議見	関係		議見	無	
役員	引 き 続 き 役 員 と な る 者							
	新 た に 役 員 と な る 者							

(注意)

- 1 新たに就任する役員に係る場合は、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第 5 条第 2 項に規定する書類を添付すること。
- 2 理事長の就任の場合は、変更の登記後の登記事項証明書を添付すること。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]
申請者 [略]
代表者 職氏名 [略]
[略]

(注意) この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第 6 条第 1 項に規定する書類を添付すること。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]
申請者 [略]
理事長の氏名 [略]
[略]

(注意)

- 1 この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第 6 条第 1 項に規定する書類を添付すること。
- 2 変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合は、対比表の形式によらないことができる。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

[略]	所在地 名 称
	代表者職氏名 ㊟

[略]

様式第 7 号 (第 7 条関係)

[略]	所在地 名 称
	理事長の氏名 ㊟

[略]

様式第 6 号 (第 6 条関係)

[略]	所在地 名 称
	理事長の氏名 ㊟

[略]

様式第 7 号 (第 7 条関係)

[略]	所在地 名 称
	理事長の氏名 ㊟

[略]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]
申請者 [略]
代表者職氏名 [略]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]
申請者 [略]
理事長の氏名 [略]

[略] [略] 様式第 9 号 (第 8 条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100%;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">申請者</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>代表者職氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table>	[略]	申請者	[略]			代表者職氏名	[略]	[略]			[略]			[略] [略] 様式第 9 号 (第 8 条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100%;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">申請者</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理事長の氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table>	[略]	申請者	[略]			理事長の氏名	[略]	[略]			[略]		
[略]																											
申請者	[略]																										
	代表者職氏名	[略]																									
[略]																											
[略]																											
[略]																											
申請者	[略]																										
	理事長の氏名	[略]																									
[略]																											
[略]																											

別記様式第10号を削る。

別記様式第11号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、「社会福祉法人仮理事選任請求書」を「社会福祉法人<sup>一時評議員</sup>選任請求書<sup>一時役員</sup>」に、「仮理事」を「一時評議員(一時役員)」に、「第11条各号」を「第9条各号」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第12号中「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に、「代表者」を「理事長」に、

純 額	を	純資産	に、
⑤-⑥		⑤-⑥	

②運用 財 産	を	②その他 財 産	に、	⑤ 積 極 財 産 ①+②+③+④	を	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④	に、
------------	---	-------------	----	-------------------------	---	-----------------------	----

、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第13号中「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第14号中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、

純 額	を	純資産	に、	②運用 財 産	を	②その他 財 産
⑤-⑥		⑤-⑥				

⑤ 積 極 財 産 ①+②+③+④	を	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④	に、
-------------------------	---	-----------------------	----

号とする。

別記様式第15号を次のように改め、同様式を別記様式第14号とする。

様式第14号 (第12条関係)

社会福祉法人清算人登記完了届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

清算人住所

清算人氏名 ⑩

当法人は、 年 月 日に清算人の登記を行いましたので、登記事項証明書  
を添えて届け出ます。

別記様式第16号中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第15号とする。  
別記様式第17号(その1)を次のように改める。

様式第16号(その1) (第14条関係)

(表)

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名		㊟	
	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名		㊟	
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
ふ り が な 合 併 に よ り 消 滅 す る 法 人 の 名 称				
合 併 後 存 続 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事 業	第 1 種	
			第 2 種	
		公 益 事 業		
	収 益 事 業			



(裏)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内 訳									
		社会福祉 事業用財産		③ 公 益 事業用 財 産	④ 収 益 事業用 財 産	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④	⑥ 負債				
		①基本 財 産	②その他 財 産								
		円	円	円	円	円	円	円	円		
合併後 存続する法人	役員等	理事 監事 評議員 の別 ※	氏名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福 祉法人の理 事長への就 任状況		
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務 管理 識見	有無	法人名
		新たに役員等 となる者									

(注意)

- この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第14条第1項に規定する書類を添付すること。
- 理事のうち、理事長就任予定者には、※印の欄に○を付けること。

別記様式第17号 (その2) を次のように改める。

様式第16号 (その2) (第14条関係)

(表)

社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)			
申	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な 名 称		
請	理 事 長 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
者	ふ り が な 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
申 請 年 月 日			
合 併 す る 理 由			
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な 名 称		
	事業の種類	社会福祉	第 1 種
		事業	第 2 種
	公 益 事 業		
収 益 事 業			

(裏)

合併 により 設立 する べき 法人	資  産	純資産  ⑤-⑥	内 訳							⑥ 負債		
			社会福祉 事業用財産		③ 公 益 事業用 財 産	④ 収 益 事業用 財 産	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④		円			
			①基本 財 産	②その他 財 産			円	円			円	
	円	円	円	円	円	円	円	円				
	役員等 となる べき 者	理事 監事 評議員 の別 ※	氏名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福 祉法人の理 事長への就 任状況		
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務 管理 識見	有無	法人名	

(注意)

- この申請書には、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第14条第1項に規定する書類を添付すること。
- 理事のうち、理事長就任予定者には、※印の欄に○を付けること。

別記様式第18号中「（第16条関係）」を「（第14条関係）」に、「代表者職氏名」を「理事長の氏名」に、「第50条第2項」を「第53条第1項又は第54条の9第1項」に、「第51条第2項」を「第53条第3項又は第54条の9第3項」に改め、同様式を別記様式第17号とする。別記様式第17号の次に次の4様式を加える。

様式第18号（第15条関係）

社会福祉充実計画承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 ㊦

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定しましたので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認を申請します。

（添付資料）

- ・ 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第19号（第16条関係）

社会福祉充実計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 ㊟

年 月 日付け（文書番号）により承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認を申請します。

（添付資料）

- ・ 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画  
（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付する等により変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第20号 (第16条関係)

社会福祉充実計画変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 ⑩

年 月 日付け (文書番号) により、承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、届け出ます。

(添付資料)

- ・ 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画  
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付する等により変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第21号 (第17条関係)

社会福祉充実計画終了承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 ㊟

年 月 日付け (文書番号) により、承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、承認を申請します。

記

社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由

(添付資料)

- ・ 終了前の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- ・ その他社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。  
（宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）
- 3 宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年宮崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（電磁的記録による保存の適用範囲）</p> <p>第3条 電子文書条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1から別表第3までの左欄に掲げる条例又は規則のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。</p> <p>（電磁的記録による保存の方法）</p> <p>第4条 民間事業者等は、電子文書条例第3条第1項の規定により別表第1及び別表第3の左欄に掲げる条例又は規則のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>2 民間事業者等は、電子文書条例第3条第1項の規定により別表第2の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第1号に規定する方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 民間事業者等は、前2項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 民間事業者等は、第1項及び第2項の規定により電磁的記録の保存（別表第2及び別表第3の左欄に掲げる条例又は規則に係るものに限る。）を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（電磁的記録による作成の適用範囲）</p> <p>第5条 電子文書条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第4の左欄に掲げる条例又は規則の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成とする。</p> <p>（電磁的記録による作成の方法）</p> <p>第6条 民間事業者等は、電子文書条例第4条第1項の規定により別表第4の左欄に掲げる条例又は規則の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等の適用範囲）</p> <p>第8条 電子文書条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第5の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等とする。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等の方法）</p> <p>第9条 民間事業者等は、電子文書条例第5条第1項の規定により別表第5の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定による書</p>	<p>（電磁的記録による保存の適用範囲）</p> <p>第3条 電子文書条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例又は規則のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。</p> <p>（電磁的記録による保存の方法）</p> <p>第4条 民間事業者等は、電子文書条例第3条第1項の規定により別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例又は規則のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>2 民間事業者等は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>3 民間事業者等は、第1項の規定により電磁的記録の保存（別表第2の左欄に掲げる条例に係るものに限る。）を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（電磁的記録による作成の適用範囲）</p> <p>第5条 電子文書条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3の左欄に掲げる条例又は規則の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成とする。</p> <p>（電磁的記録による作成の方法）</p> <p>第6条 民間事業者等は、電子文書条例第4条第1項の規定により別表第3の左欄に掲げる条例又は規則の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等の適用範囲）</p> <p>第8条 電子文書条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第4の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等とする。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等の方法）</p> <p>第9条 民間事業者等は、電子文書条例第5条第1項の規定により別表第4の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定による書</p>



面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

[略]	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]
知事の所轄する社会福祉法人に関する規則（昭和62年宮崎県規則第23号）	第10条第1号から第4号まで及び第8号
[略]	

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則	第10条第5号から第7号まで
---------------------	----------------

別表第 3～別表第 5

[略]
-----

面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

[略]	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]
[略]	

別表第 2～別表第 4

[略]
-----

告 示

宮崎県告示第 390号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション ジャックとまめの木	日向市大字財光寺字中ノ原1182番 2	平成29年 6 月 1 日
ながみね皮膚科	日向市春原町 1 丁目35 番地	平成29年 6 月 1 日
小城歯科医院	小林市細野94	平成29年 6 月 1 日

宮崎県告示第 391号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ハロー薬局出北店	延岡市卸本町12番11号	平成29年 5 月31日

宮崎県告示第 392号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4572001685	訪問介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	平成29年 5 月 1 日	訪問介護

宮崎県告示第 393号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204067	合同会社ケアプランセンターすみれの花	宮崎県都城市久保原町25街区27の4号	合同会社ケアプランセンターすみれの花	宮崎県都城市久保原町25街区27の4号	平成29年5月1日	居宅介護支援
4571701095	エスプリ都城居宅介護支援センター	宮崎県北諸県郡三股町宮村一万城2751-25	株式会社エスプリ	宮崎県北諸県郡三股町花見原3番地9	平成29年5月1日	居宅介護支援
4572001693	ケアセンター都農	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地2	株式会社フレンズ企画	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地2	平成29年5月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4572001685	訪問介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成29年5月1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4562090060	訪問看護ステーションるびなす	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	株式会社ケアサービスきむら	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	平成29年5月31日	訪問看護

宮崎県告示第 396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571700048	グリーンホーム居宅介護支援事業所	宮崎県北諸県郡三股町長田1270大悟病院管理棟3階	一般社団法人藤元メディカルシステム	宮崎県都城市早鈴町17街区1号	平成29年5月31日	居宅介護支援
4571800384	夢の村居宅介護支援事業所	宮崎県西諸県郡高原町広原3821番地1	社会福祉法人興愛会	宮崎県西諸県郡高原町広原3845番地18	平成29年5月31日	居宅介護支援
4572001289	居宅介護支援事業所 るびなす	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	株式会社ケアサービスきむら	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	平成29年5月31日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090060	訪問看護ステーション るびなす	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	株式会社ケアサービスきむら	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目54番地	平成29年5月31日	介護予防訪問看護

## 宮崎県告示第 398号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511910152	綾グリーンガーデン	東諸県郡綾町大字南俣 654番地5	特定非営利活動法人 綾グリーンガーデン	東諸県郡綾町大字南俣 652番地	平成29年6月1日	就労継続支援B型
4510600630	クローバー	日向市南町2-26	株式会社クローバー	日向市南町8220-2	平成29年6月1日	就労継続支援A型
4510300793	シーソーウェルフェアのべおか	延岡市川原崎町77番地	株式会社 Seesaw Welfare Service	都城市上川東四丁目3号9番地	平成29年6月1日	就労継続支援A型

## 宮崎県告示第 399号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-16	映画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘	関根組 ＜オーピー映画＞	平成29年 6 月15日
29年-17	映画	密室タクシー 汚された聖女たち	北沢組 ＜新日本映像＞	
29年-18	映画	ニッポン色合戦 初物食いの奥さんたち	山崎組 ＜新日本映像＞	
29年-19	映画	アンダー・ハー・マウス (原題) BELOW HER MOUTH	シンカ (カナダ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 400号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成29年 5 月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 波越 博幸 延岡市 窪田 考伸
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業のうち手繰第 1 種漁業を主として営む漁業

**宮崎県告示第 401号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月26日から平成29年 7 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡 町浦之名字 川水流 549 番 2 地先か ら同市同町	旧	8.9～ 22.2	173.7
				新	9.5～ 24.4	173.7

浦之名字樋  
元 746番 5  
地先まで

**宮崎県告示第 402号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月26日から平成29年 7 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡 町浦之名字 川水流 549 番 2 地先か ら同市同町 浦之名字樋 元 746番 5 地先まで	平成29年 6 月26日